

北部地域観光情報発信ホームページ（ブランディングサイト） 構築業務仕様書

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は、北部広域市町村圏事務組合（以下「甲」という。）が受託者に（以下「乙」という。）に発注する「北部地域観光情報発信ホームページ（ブランディングサイト）構築業務」に適用する。

第2条 業務名

業務名は、「北部地域観光情報発信ホームページ（ブランディングサイト）構築業務」とする。

第3条 業務場所

業務場所は、沖縄県北部地域とする。

※参考 沖縄県北部地域（やんばる）＝名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村の12市町村を指す。

第4条 履行期間

履行期間は、契約締結の日から令和8年3月31日（火）までとする。

第5条 業務の目的

沖縄本島北部地域は、豊かな自然環境を活用した観光が盛んであり、コロナ禍前には約511万人（推計）が訪れるなど、観光産業は地域経済活性化に欠かせない主要産業となっている。

県内最大の集客を誇る「沖縄美ら海水族館」はコロナ禍前には、年間約350万人以上が訪れるなど、北部地域の観光の核となっている。「沖縄美ら海水族館」を目的に北部地域へ訪れる観光客も多く、他の観光施設への経済波及効果も大きい。また、多様で固有性の高い生態系を有することと絶滅危惧種の生息地として世界的に重要であることが評価され、2021年に世界自然遺産に国頭三村（国頭村、大宜味村、東村）が登録された。コロナ禍を経て自然・アクティビティに対する需要も高まっていることから観光共生型に特化した観光地として期待されている。さらには、今帰仁村及び名護市にジャングリア沖縄がオープンし、北部地域の新たな観光拠点施設として滞在日数の延長や地域内消費の拡大が期待されており、その集客力を活かした産業の活性化が期待される。他にも、インバウンド客などの増加が期待される

本部港のクルーズ船就航も観光の起爆剤として注目されていることや、北部振興事業を活用した観光関連施設の増加など、北部地域の観光業は好条件が多く、今後も主要産業としての成長が期待される。

そのような中、甲が運用する「沖縄北部観光情報コミュニケーションサイト」にて、北部地域を国内外の方たちに対し、魅力的かつ戦略的な観光地としての“やんばる”というブランドを強力に発信するサイトとしてリニューアルするとともに、当該サイトを訪問する方々の“心を動かす”デザイン、内容にするとともに、生成AIの活用など時代に即したシステム等を取り入れ、分かりやすく使いやすいサイト構築を目的としている。

第6条 上位関連計画、法令等の遵守

本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関連計画、関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画（令和4年5月策定）
- (3) 第6次沖縄県観光振興基本計画（令和4年7月策定）
- (4) 北部地域新振興戦略（令和4年3月策定）
- (5) やんばる観光地域づくり戦略（令和7年3月策定）
- (6) その他関連計画及び関係法令等

第7条 書類の提出

本業務の履行にあたっては、乙は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時：着手届、工程表、業務計画書、業務執行体制表
- (2) 完了時：完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

第8条 協議及び協議解決

本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、協議簿作成のうえ甲乙協議するものとする。

第9条 業務計画

乙は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、甲と協議しなければならない。

第10条 成果品の検査

乙は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとし、これに対する経費は乙の負担とする。

第11条 乙の責務

乙は、当該業務を履行するにあたり、第5条の業務目的及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。なお、調査にあたっては最新のデータを活用し、必要に応じて複年のデータを用いるものとする。

- (1) 乙は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 乙は、本業務により知り得た事項について、非公開とすべきものについては、非公開を厳守し、また甲の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速やかに甲と協議しなければならない。
- (4) 乙は、本業務の実施にあたり技術上の管理を行う管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。
- (5) 乙は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (6) 乙は、契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第2章 委託業務内容

第12条 委託業務内容

新たな北部地域観光情報発信ホームページ（ブランディングサイト）（以下、「ホームページ」という。）の設計・制作、サーバへのインストール及びテスト等、ホームページによる情報発信に係る業務の一切を行うものとする。

(1) ホームページの設計・機能要件・デザイン制作

北部12市町村の観光情報を継続的・効果的に伝えるために、「旅行者が求める情報を迅速かつ的確に提供できるウェブサイト」を構築すること。ウェブサイトを運営していくうえで、北部12市町村の観光協会や観光事業者の負担を最小限になるよう設計すること。また、ユーザー情報を蓄積・活用できるマーケティング基盤を整備するなど、分析に基づいたPDCAサイクルを回すことで高い誘客効果を得られる仕組みづくりが可能となるホームページの位置づけ、設計、施策及び外部サイトとの連携など、最適なウェブ戦略を提案すること。

ア トップページに関しては、北部地域の観光の魅力やブランドが視覚的に伝わるようなデザインにし、アクセシビリティにも配慮すること。

イ 基本言語は日本語とし、翻訳機能を搭載すること。なお、対応言語は英語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、タイ語、ドイツ語、ロシア語、フランス語、スペイン語とすること。

ウ スマートフォンやタブレット等モバイル端末からも使いやすい設計とすること。

エ Windows、Mac、iPhone、Android 端末に搭載されている汎用ソフトウェアの最新版で閲覧可能であること。また、Edge、Chrome、firefox 等ブラウザの最新版で閲覧可能であること。

オ イメージ画像、動画を容易に掲載できる設計とすること。

カ SNS(YouTube、X、Instagram 等)と連携し、旅行者自身の投稿(UGC)も活用する方法を提案すること。

キ アクセス、ユーザーに関する解析システム(Google Analytics 等)を導入できる設計とすること。

ク ユーザーの利便性が高いサイトにするための機能を提案すること。

ケ ユーザーの行動データが蓄積され、商品造成、コンテンツ施策、誘客促進、滞在消費の増加等マーケティングに活用できる仕組みを提案すること。

コ ドメインは **yanbaru-tour.net** とするが、協議のうえ、変更できるものとする。また、ドメイン取得（サブドメイン含む）等の関係費用を見込むこと。

サ 北部12市町村及び北部12市町村観光協会等、外部サイトへのリンクやバ

- ナーを設定し、今後ウェブサイトが増えた場合にも対応できること。
- シ 地域事業者向け（観光事業者、宿泊事業者等）ページを設置すること。
- ス ウェブページのデザインは、多くの利用者が目的の情報を得られるよう工夫すること。
- セ レスポンシブウェブデザインで制作すること。
- ソ 使用する文字フォントを統一し、ルール化すること。
- タ 利用者が、どのページにアクセスしているのかが分かりやすいように、各ページには統一したデザインのグローバルナビゲーションやページ位置確認機能(パンくずリスト)等を表示させること。
- チ お問い合わせや資料請求ができる機能を構築すること。（メール蓄積や Excel データ蓄積など）
- ツ 将来的な地域 OTA 化を見据えたサイト設計を提案すること。
- テ R7 年度構築予定の観光 DMP を、行政や事業者等が閲覧可能（ダッシュボード）とすること。また、閲覧方法は、DMP 側の仕様を踏まえ、協議の上決定すること。
- ト 天災や事故等の緊急事態に対応し緊急情報を発信できる機能を構築すること。

(2) サイトコンセプト

- ア 本ホームページでは、やんばる地域全体のブランドコンセプトを作成するとともに、そのブランドコンセプトを反映した北部 12 市町村が持つ魅力を表現するホームページ作りを行うこと。
- イ やんばる地域全体のブランドコンセプト作成手法も提案すること。

(3) コンテンツの企画提案・立案

- (1)の要件を踏まえ、北部 12 市町村の観光消費・滞在促進につながるコンテンツページの企画を提案すること。

※サイトに掲載する魅力的なイメージ画像、動画などを新たに用意する場合は、撮影・製作費等の関係経費を見込むこと。なお、撮影した画像や動画等の著作権は北部広域市町村圏事務組合に帰属するものとする。また、北部 12 市町村や観光協会から取得した画像や動画に関しても著作権等については確認すること。

(4) CMS の設計・機能要件

- (1)～(3)で実装した機能等を効率的に運用できる CMS を導入し、初めてシステムを利用する者や、HTML や CSS の知識がない者でも容易にサイト運用等ができる

よう設計すること。導入する CMS については、下記ア～サの要件に対応しているものとする。

- ア ページの追加、機能の改善が容易にできる設計とすること。
- イ CMS 利用にあたって、PC 端末に、特別なアプリケーション等をインストールする必要が無いようにすること(インターネット環境があれば、各端末のウェブブラウザから利用できること)。
- ウ ファイル名・ディレクトリの設定等、コンテンツを格納するルールを明確にすること。CSV によるデータ抽出を可能とすること。
- エ 新規でページを制作した際に、自動的にアクセスログを取得するための Google Analytics のタグが埋め込まれるような仕組みとすること。
- オ 新規でページを制作した際、検索エンジンに認識されるよう、自動的にページのタイトルタグやディスクリプションが生成できること。
- カ 各ページに公開開始日と終了日を設定できるタイマー機能を備えること。また、非公開時にプレビュー機能などでページの確認ができること。
- キ 問い合わせフォームからのメールが、指定したメールアドレスに直接届くように設定できること。
- ク 職員用に、ID と PW を発行して管理する機能を構築すること。また、ID は、「管理者(全権限)」、「イベントページ限定権限」などのように強弱をつけて発行できること。
- ケ 画像アップロードの際、画像サイズ等が自動で最適化されること。
- コ 第三者が保守可能な汎用性のある CMS を導入すること。
- サ CMS 本体に実装されていない動的コンテンツ・機能について、新たにアドオンして組み込める等、拡張性を可能な限り有すること。

(5) 検索エンジン最適化

- ア 本ホームページが主要な検索エンジンの上位に表示されるように、検索エンジンの最適化を行うこと。
- イ トップページ及び下層ページを含む全てのページにおけるタイトルタグ、ディスクリプションタグ、HTML タグの最適化を行うこと。
- ウ 画像(スポット等のサブ画像除く)の新規登録にあたっては、Alt を作成し、最適な画像名のワードを入れることを基本とすること。
- エ 検索エンジンや生成 AI への最適化を行うとともに、検索エンジンがページの内容を正しく把握できるように構造化データを実装すること。

(6) システムの品質・性能要件

- ア ネットワーク機器/サーバは、甲が所有する「北部広域クラウド」を使用する

こと。但し、北部広域クラウドへの移管の際に何らかの異常が生じた場合、代替サーバへの移管を検討することとする。(別添1「北部広域クラウドスペック」) 参照。なお、代替サーバ検討にあたっては、予想されるアクセス量やアクセス数の増加を考慮した日本国内のデータセンターを選定すること。

- イ 代替サーバは ISO27001 と同等の認証を取得していること。
- ウ 常時 SSL 通信に対応すること。
- エ 個人情報保護及び不正アクセス、改ざん、データ漏えい等の情報セキュリティ事件や事故等を防止するため、必要な情報セキュリティ対策を十分に講じること。また、システム構築後もセキュリティパッチの適用やサーバ証明書の更新等に対応し、常に最新の状態を保つこと。
- オ アクセスログ等ネットワークに関するログを改変せず 1 年以上保管すること。
- カ ページの表示速度は Google Analytics における「平均読み込み時間(秒)」で 3 秒以内を目標とすること。
- キ システム及びデータのバックアップを行うこと(1 日 1 回、3 世代以上)。

(7) 動作確認について

- ア スマートフォン、タブレット及び PC による動作確認は、環境を十分に配慮した上で実施し、各デバイスに最適化された表示がされるよう確認すること。また、動作確認等に必要な機器は受託者において準備し、テストが円滑に行えるよう環境を整備すること。

(8) システムの運用・保守要件

- ア 前述の(1)~(7)を常時満たすことができるよう対応すること。
- イ 24 時間 365 日の連続運用を前提とし、安定的に稼働すること。
- ウ 運用等に関する発注者からの質問を電話・メール等にて対応するヘルプデスクを設置すること。
- エ 障害等が発生した旨の連絡を受けてから 1 時間以内に電話等で障害状況を確認し、速やかに復旧措置を行うこと。
- オ 障害等の原因、影響範囲、対応方針、復旧見込み等は、逐次速やかに担当者へ連絡すること。また、利用者向けに適切な障害情報の発信が可能な仕組みを設けること。
- カ 障害の発生状況、対応内容等の履歴を記録・管理すること。
- キ 次年度以降 5 年間の運用コスト、保守メンテナンスにおける効率的な予算配分について提案すること。
- ク WAF について、必要であれば提案すること。

(9) その他

- ア プロモーション用に、バナー・ロゴを制作するとともに、利用にかかるガイドライン（利用規約）を作成すること。
- イ 公開後のページについて、対応不十分な事項があった場合は、速やかに修正（テキスト・画像の修正、ファイルの入れ替え等）を行うこと。
- ウ 操作マニュアル(ホームページ用とアクセスログ分析担当者用の2種類)を作成するとともに、直感的に操作できる管理画面を構築し、サイト公開前に職員等へシステムの操作説明を行うこと。
- エ 受託者は、納品・検収から1年間に瑕疵が見つかった場合や、システムの不具合が発生した際には、費用負担も含め受託者の責任の下、改修作業等を行い対処すること。
- オ 受託者は、次回の当該ホームページの再構築など、契約満了時に他の事業者を引き継ぐ可能性に備え、本ホームページが使用するドメインや作成したコンテンツデータ等を速やかに引き継ぐことができる状態で管理すること。
- カ 受託者は、コンテンツを構成するファイル(HTML ファイル、CSS ファイル、イメージファイル等)、その他 DB に格納されているデータを無償で提供すること。出力形式は CSV を原則とする。
- キ 受託者はコンテンツを構成するファイルのディレクトリ構造及び DB から CSV として出力したデータの各カラムについて、説明書を作成すること。
- ク 業務全体のコンサルティング及び導入に関わる各種支援を行うこと。
- ケ その他、本事業の目的実現に向け、よりよい効果が見込まれる手法等の提案をすること。

第13条 引継ぎ等

- (1) 本契約が完了または解除等により業務が終了する場合、終了日までに本業務を甲が継続できるよう必要な措置を講じること。具体的な引継ぎの内容は次のとおりとする。
- (2) 本契約の完了または解除等になった場合は、HP 構築業務の管理・運営を新たに受託した事業者が円滑に実施できるよう支援を行うこと。なお、移行にあたって受託者に業務負担が発生した場合、北部広域は一切の費用負担を行わないので、予め留意すること。

第14条 実績報告書

(1) 実績報告書の作成

実施報告書について、図や写真等を用いた形で作成し、第16条納入成果品に

定める方法により提出するものとする。

(2) 資料の印刷及び提出

本業務にて必要な打ち合わせ資料について、事前に印刷し郵送又は持参すること。

(3) 打合せ

本業務の実施にあたり、密に打合せ等を行うこととし、打合せ等を行ったときは、その都度打合せ簿を提出し、甲の承認を受けるものとする。

第15条 留意事項

本業務の実施に当たっては、受注者のこれまでの経験に基づく知識や組織力を十分に活用し、全国の情報や事例を広く収集し、実現性の高い具体的な施策を提案する。また、乙は第12条に記載した各業務内容を適切かつ円滑に実施するために、甲との協議・調整を始め、関係市町村や関係機関、民間事業者、地元とも十分な協議・調整等を行うものとする。

第3章 成果品

第16条 納入成果品

本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) サイトデータ一式 (HTML/CSS/JS/PHP等)
- (2) CMS構成ファイル・データベース
- (3) デザインファイル (PSD、AI等)
- (4) 動画・画像素材 (DVD-ROMまたはHDD)
- (5) 職員向けの手順書 (紙+電子媒体)
- (6) アクセスログ分析担当者向け手順書 (紙+電子媒体)
- (7) 利用者向けのマニュアル (紙+電子媒体)
- (8) 活用支援サポートの資料及び実施報告書 (30部)
- (9) 各種引用データ、集計データ等の成果物
- (10) 打合せ記録簿、経費明細書
- (11) 上記成果物に係る電子媒体 (PDF及びWord形式)
- (12) その他、甲が必要と判断したもの

第17条 納品方法

契約期間内に、第16条納入成果品に定める成果品を提出すること。

第4章 その他

第18条 その他留意事項

第1章から第3章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務に必要な打ち合わせ資料について、事前に印刷し郵送又は持参すること。
- (2) 本業務の実施にあたり、密に打合せ等を行うこととし、打合せ等を行ったときは、その都度打合せ簿を提出し、甲の承認を受けるものとする。
- (3) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (4) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）は、甲に帰属するものとする。乙は、当業務の実施のために必要な、乙が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、乙は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は乙の責任により対処すること。
- (5) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、乙は甲と協議する。